

## プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和5年7月25日

日本水道協会全国会議運営委員会  
委員長 藤原 政幸

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 日本水道協会令和6年度全国会議運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」および「企画提案書に関する参考資料」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から本会議残務終了時（令和7年3月31日予定）まで

### 2 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当する事業者による提案を要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (4) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でない

こと

- (8) 令和4・5年度の神戸市競争入札参加資格を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）、及び納税証明書、神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書を提出すること。
- (9) 本社又は支社等の所在地が神戸市内であること。

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署及び問合せ先

日本水道協会全国会議運営委員会事務局  
（神戸市水道局技術企画課内 神戸市水道局総合庁舎4階）  
〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号  
電話：078-381-9586 FAX：078-381-9576  
E-mail：[suido\\_gijutsukikaku@office.city.kobe.lg.jp](mailto:suido_gijutsukikaku@office.city.kobe.lg.jp)  
担当：毛笠、松本

#### (2) 実施説明書等の入手方法

日本水道協会関西地方支部のwebサイトからダウンロードする。  
アドレス <https://wwa-kansai.org>

#### (3) 企画提案書等の提出

##### ア 提出期間

令和5年7月25日（火）～令和5年9月6日（水）

##### イ 受付時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）。  
提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。

##### ウ 提出場所・方法

(1)に示す場所まで持参または郵送で提出すること。

##### エ 提出部数

- ・企画提案書10部（正本1部、副本9部）
- ・CD-RまたはDVD-R1枚（企画提案書をPDFファイル（10MB以下）にしたもの）

#### (4) 実施説明会の開催

本プロポーザルに係る説明会を、次のとおり開催するので、参加にあたっては、実施説明書等を各自用意すること。

##### ア 開催日時

令和5年8月4日（金） 1時間程度

開催時間は、事前説明会参加届を確認したうえで決定する。

イ 開催場所

参集による開催（神戸市水道局総合庁舎4階）

ウ 参加方法

事前説明会参加届（様式1）を令和5年8月1日（火）午後5時までに（1）に示す場所へFAX又は電子メールにより提出すること。

提出を確認したのち、事前説明会参加届に記載のメールアドレスに開催時間等を送付する。

※但し、事前説明会への参加社数によっては、中止とさせていただく場合がある。

**4 審査の手續及び契約候補者の選定**

提出された企画提案書等を評価基準に基づいて書面審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定する。

**5 その他**

(1) 企画提案書の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施説明書に示した提案上限金額を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めないものとする（本市から指示があった場合を除く。）

(4) その他詳細は、実施説明書による